

# 審 査 基 準

平成17年 8月19日

|   |
|---|
| 法 令 名 : 確認事務の委託の手續等に関する規則                                     |
| 根 拠 条 項 : 第13条第1項   |
| 処 分 概 要 : 駐車監視員資格者証の書換え交付                                     |
| 原権者(委任先) : 長野県公安委員会   |
| 法 令 の 定 め :<br>確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第3項(駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付) |
| 審 査 基 準 :<br>判断基準は法令の定めによる。                                   |
| 標 準 処 理 期 間 : 14日(ただし、行政庁の休日は含まない。)                           |
| 申 請 先 : 長野県警察本部交通部交通指導課                                       |
| 問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係<br>(電話: 026-233-0110)      |
| 備 考 :   |